



令和 7 年 10 月 31 日
兵庫県建築防災センター

特定建築物等の定期報告の年末・年始窓口業務のご案内 並びに 窓口混雑回避のためのお願い

1 年末・年始の窓口業務について

年内のセンター窓口業務は **12月25日(木) 16時30分まで**です。

年始の窓口業務は **1月7日(水) 9時から**です。

2 窓口混雑回避のためのお願い

(1) 今年度の特定行政庁別の報告期間は下表のとおりです。

例年、**報告期限間際は窓口が大変混みあいます。早めの報告をお願いします。**

特定行政庁名	報告始期	報告期限
兵庫県、尼崎市、伊丹市、 三田市、高砂市	令和 7 年 6 月 2 日	令和 7 年 12 月 末 日
宝塚市	令和 7 年 7 月 1 日	令和 7 年 10 月 末 日
西宮市	令和 7 年 7 月 1 日	令和 7 年 11 月 末 日
姫路市、明石市、 加古川市、川西市、芦屋市	令和 7 年 7 月 1 日	令和 7 年 12 月 末 日

(2) **様式違いが多数発生**しています。**最新の報告様式**でご報告ください。

令和 7 年 7 月 1 日に施行された告示改正により**報告様式が改正**されました。

当センターでの報告書類確認時に報告書が**旧様式(改正前の様式)**で作成されていることがわかり、**受付できず報告書を作り直さないとならない事例が多数発生**しています。報告書は**最新の様式(※)**で作成の上ご提出ください。

※ 特定建築物の報告様式につきましては、**県特庁分**と**県以外の特庁分**で**様式が異なります**。くれぐれもご注意ください。

(3) 報告には、センターに来所する必要のない、24時間いつでもどこからでも報告できる「**オンライン報告**」をご利用ください。